

# 令和5年度農業者紹介動画・新規就農ポータルサイト作成事業業務委託仕様書

## 1 委託事業の目的

三重県内における青年新規就農者（45歳未満）は近年、毎年150名程度で推移しており、その内農業法人等への就職者が約8割を占めている。そのため、独立自営の新規就農者の確保が課題となっている。このことから、三重県内における独立自営の新規就農者の増加を図るため、独立自営就農への意欲を喚起する動画を作成するとともに、新規就農希望者向けの情報が一元化されたポータルサイトを作成する。

## 2 業務内容

(1) 委託業務名 令和5年度農業者紹介動画・新規就農ポータルサイト  
作成事業業務

(2) 委託期間 契約の日から令和6年2月29日（木）まで

(3) 委託内容

### 1) 独立自営新規就農の意欲喚起動画の作成

三重県内で独立自営就農した農業経営者のインタビュー動画を作成することで、独立自営就農への意欲を喚起し、県内の独立自営の新規就農者の増加を図る。

#### ア 動画の概要

- ・ 視聴対象者：三重県内での新規就農に関心がある者
- ・ 動画の内容：三重県で独立自営就農した農業経営者へのインタビュー動画
- ・ インタビュー項目：年齢や就農年数、作目、独立自営就農の苦労した点や良かった点等、独立自営就農への意欲喚起を目指した項目
- ・ 動画の用途：農業高校や農業大学校、新規就農PRイベント等で活用するほか、2)で作成するポータルサイト、三重県ウェブサイトへの掲載、三重県のYouTube、Facebookへの投稿を予定している。

#### イ 作成本数、再生時間、取材対象者数、撮影日数

- ・ 作成本数：本編動画3本  
本編動画を編集したショート動画3本  
(合計6本)
- ・ 再生時間：本編動画1本あたり5分程度  
ショート動画1本あたり30秒程度
- ・ 取材対象者数：本編動画1本につき農業者1名  
委託契約締結後、三重県から提供する「取材対象者リスト」の中から、三重県と協議のうえ、決定すること。
- ・ 撮影日数：3日  
(上記の1委託事業の目的に沿った内容の動画を作成できる場合、撮影日数1日または2日での企画提案も可とする。)

## ウ 撮影および編集

- ・ 紹介する地域は1件（北勢地域）で、地域内の農業者へのインタビュー動画を作成する。
- ・ 紹介する地域の情報は、委託契約締結後に三重県から提供する。
- ・ 動画の視聴意欲が促され、視聴対象者の県内における独立自営就農の意欲が喚起されるよう、動画の内容を工夫すること。
- ・ 現地を訪問して、インタビュー等による取材を行うとともに、必要な風景等の撮影を行うこと。
- ・ 動画では、テロップやBGMを使用するなど、インタビュー内容が分かりやすく伝わるよう工夫すること。具体的な編集方法は、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定すること。
- ・ BGMや動画素材、画像等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 撮影にあたり許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 人物の撮影にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

## エ その他

- ・ 撮影や編集に係る一切の費用（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種使用料、許認可等の手続きに要する費用等）は全て契約金額に含むこと。また、取材先の農業者への謝礼は受託者ではなく、三重県から支払うこととするため、契約金額には含めないこととする。なお、謝礼の金額は、三重県が受託者、取材先の農業者と協議のうえ、三重県が決定する。
- ・ 業務の遂行については、三重県と十分に協議しながら進めること。
- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・ 編集の企画段階において、企画案を三重県に提示し意見を求めること。
- ・ 完成前の校正等については担い手支援課と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。

## 2) 新規就農希望者向けポータルサイト作成

現在、新規就農するにあたって必要となる就農支援施策や移住等に関する情報が分散していることから、情報が一元化されたポータルサイトを作成し、新規就農希望者の情報収集の簡便化を図る。

## ア ポータルサイトの概要

- ・ 三重県の農業の概要や就農支援施策などを盛り込んだポータルサイトを作成

し、作成したデータ（HTML 形式）を県へ提供すること。ポータルサイトに掲載する内容は、以下に示すものを中心に、新規就農するにあたって必要となる情報とすること。

項目：三重県の農業の概要、就農までの流れ、就農支援制度、移住支援制度、  
問い合わせ先 等

ウェブサイトのページ数：1 ページ以上

サイトデータ：数 GB 程度を想定

サーバのスペック：別紙「三重県インターネット統合サーバ仕様書」参照

- ・ 三重県のウェブサイトや三重県の YouTube、Facebook などの SNS との相互リンクを行う。

#### イ その他

- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・ 次年度以降、県や事業者がポータルサイトの内容を容易に更新できるよう、ポータルサイトを構築すること。
- ・ 三重県庁内にて初期のサーバ設定作業やプログラムファイル入替作業を実施すること。（作業日時は三重県と協議の上決定すること。）
- ・ ポータルサイトに使用する写真は、業務の受託者が撮影すること。
- ・ テキストの素材は三重県が提供する。
- ・ デザイン、文字の校正については三重県と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。
- ・ 画像やイラスト、人物等の素材を使用する際には、著作権、肖像権等の問題が発生しないようにすること。著作権、肖像権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手續等を受託者の負担により行うこと。

#### （４）業務実施上の条件

- ・ 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- ・ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けるものとする。

- ・ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ・ 三重県は必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ・ 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- ・ 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。

#### (5) 成果品および納入期限

##### 1) 成果品

###### ① 動画コンテンツ

- ・ DVD等の記録媒体にて2部納品すること。
- ・ ファイル形式等詳細については、三重県と協議のうえ決定することとする。

###### ② ウェブサイトデータ (HTML形式)

DVD等の記録媒体にて2部納品すること。

##### 2) 納入期限

令和6年2月29日(木)

#### 3 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課 担い手育成班

TEL: 059-224-2354 FAX: 059-223-1120 E-mail: ninaito@pref.mie.lg.jp

担当: 山川、仲森